

地上デジタル放送への完全移行に向けた総合対策の推進について

第 1 提言・要望の要旨

地上デジタル放送へ完全移行する 2011 年 7 月に向けて、現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、国として地域間格差のない地上デジタル放送の送受信対策を講じること。

第 2 提言・要望の具体的内容

地上デジタル放送の送受信対策の推進については、2011 年 7 月の完全移行まで余すところ 2 年 3 月を切るところとなり、総合的な送受信対策について「仕上げ」の時期を迎えている。

総務省においては、第 5 次中間答申を受け、2008 年 7 月に「地上デジタル放送推進総合対策」を取りまとめ国として「尽くすべきこと」を断行する決意が示され、12 月に今後 3 年間で所要経費を総額 2,000 億円強とする全体予算計画（想定）が公表されたところである。

これまで、当検討会で設置を強く要望してきた地域での受信相談体制の充実・強化や、経済的に困窮度の高い世帯への機器の無償給付をはじめ、辺地共聴施設新設に対する補助率の嵩上げ、受信障害対策共聴施設への改修支援制度の創設、国費での暫定的な衛星利用による難視聴対策の実施やデジタル混信、強制リパックへの対応等について平成 21 年度総務省予算において所要額が確保されたことは高く評価するものであるが、「全ての国民」の円滑なデジタル化移行を確保するためには、地方の立場からは、地域の実態に応じたよりきめ細かい対策の一層の拡充が望まれるところである。

よって、地上デジタル放送の送受信対策について主要な役割を担う国や放送事業者に対し、次の事項を要望する。

1 総務省テレビ受信者支援センターについて

- (1) 地域住民にきめ細かく丁寧に対応するというセンター設置の主旨から、世帯数や面積に加え、離島を有する場合や特殊な電波事情など、地方自治体の状況に応じて複数の拠点の設置を検討すること。
- (2) 地域の実情及び地元自治体の整備計画等に応じた受信者支援をきめ細かく丁寧に行うための要員の確保等、十分な体制を整備するとともに、周知広報活動を積極的かつ主体的に展開すること。また、住民から自治体に問い合わせがあった場合に、支援センターに（地デジコールセンターを経由せず）直接に引き継ぎができる仕組みを講じること。
- (3) 受信障害対策共聴施設については、施設毎に改修方法や費用負担が異なり、混乱が生じることが想定される。施設管理者による早期のデジタル化改修を促進するとともに、施設管理者からの相談、当事者間の協議が難航した場合の相談等へのきめ細かな対応や、調整・調停等が行える体制とすること。
- (4) センターの本格的な活動に伴い、地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

2 受信機器購入等支援について

- (1) 支援対象世帯が「NHK受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）」に拡大されたことから、対象世帯への情報提供が確実に行われるよう効果的な周知広報活動を実施すること。
- (2) 支援対象世帯の把握等にあたっては、個人情報の保護に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携の下で対応すること。
- (3) 現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、特殊な電波事情やアナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事、及びケーブルテレビへの加入についても、支援の対象とすること。
- (4) アナログテレビのリサイクル等に要する費用負担の軽減措置を講じることにより、デジタル受信機への買換えを促進するとともに、廃棄物処理が適切に行われるよう対策を講じること。
- (5) 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

3 簡易なチューナー、使い易い機器の開発・流通・普及の促進

- (1) 5千円以下の簡易なチューナー流通の早期実現に向けて、さらに関係機関との密接な連携を図ること。
- (2) 高齢者等にも使いやすい簡易なりモコンの普及に向け、メーカー等への働きかけを行うこと。

4 高齢者・障害者等への働きかけ、サポート

- (1) 支援対象世帯の把握や訪問にあたっては、個人情報の保護及び悪徳商法対策に

《地上デジタル放送普及対策検討会 幹事会案》

充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携のもとで対応すること。

- (2) 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

5 辺地共聴施設の改修等の支援

- (1) 「新たな難視地域」は本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであり、新たな共同受信施設の設置については、対象世帯及び地方自治体の負担を求めない制度に拡充すること。
- (2) 地上デジタル放送への完全移行までに確実にかつ迅速な改修が可能となるよう、デジタル化に伴い必要となる経費について幅広く補助対象とするとともに、補助金下限については撤廃すること。
- (3) 送信環境の大幅な変化により、受信点の大規模移設が必要となる「デジタル化困難共聴施設」や小規模施設については、対象世帯の負担が過重にならないよう支援制度を拡充すること。
- (4) 市町村別ロードマップにおいて「アナログも難視」と推定されているが、実態はアナログ放送を視聴している地域において共聴施設を新設する場合には、「新たな難視地域」と同様の取扱いとすること。
- (5) 地方自治体がCATV整備により難視聴地域の解消を図る場合には、地域情報通信基盤整備推進交付金の交付率の嵩上げ等、支援制度を拡充すること。
- (6) 共聴施設の設置者が共聴施設組合である場合は、地方自治体の関与を必要としない申請手続とすること。
- (7) 辺地共聴施設を廃止し、CATVに移行する場合も国庫補助及びNHK支援の対象とすること。
- (8) NHKの独自支援については、工事着手前の支援額の算定、工事完了後の速やかな支払い、申請手続きの簡素化などの見直しを行うこと。

6 受信障害対策共聴施設の改修の支援

- (1) 都市受信障害対策共聴施設の実態を早期に把握し、施設管理者及び受信者を対象とした説明会を開催するなど、きめ細かな対応を行うとともに、受信調査の実施や施設改修の早期実施に向けた働きかけを施設管理者に対して行うこと。
- (2) デジタル化改修の代替手法であるCATV加入による共聴施設の巻取りについても支援対象とするなど、受信障害対策共聴施設の実態に即した柔軟な対応が可能な制度とすること。
- (3) デジタル化改修のための資金が不足している受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の管理組合等に対しては、無利子融資制度の創設など、有利な融資制度を創設すること。
- (4) 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者に対しては、安易に施設を廃止することなく、早期の調査実施及び施設改修等の適切な対応が行われるよう指導すること。

7 デジタル中継局の整備促進

- (1) 「自力建設困難」とされる中継局について、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図り、地方自治体に負担を求めない制度に改善すること。また、景気後退の影響を受け、整備計画が滞ることがないように所要額の確保に万全を期すこと。
- (2) 暫定的な衛星利用による難視聴対策終了後のデジタル中継局の整備についても、活用可能な制度に拡充すること。

8 地デジ難視地区対策計画（仮称）の策定・公表について

- (1) 平成21年8月に策定される対策計画について、その概要をできるだけ早期に示すこと。
- (2) 対策計画の策定にあたっては、地元地方自治体等関係者との調整を実施した上で、策定・公表し、計画の確実な実施による難視聴世帯の解消を図ること。また、対策計画は随時見直し、難視聴世帯の早期解消に努めること。
- (3) 地デジ難視地区は、本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであり、対策計画の策定については、可能な限り、中継局によることとし、対象世帯及び地方自治体に負担を求めないこと。
- (4) 対象世帯に対しては、国及び放送事業者の責務として、対象となった理由や地上系デジタル放送への移行計画について、十分な説明を行い、同意を得ること。

9 暫定的な衛星利用による難視聴対策

- (1) 完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認したうえで対策を講じること。
- (2) 辺地共聴施設のデジタル化に要する費用が多額で改修実施の目処が立たないなどの特別の事由も考慮し、難視聴対策区域（ホワイトリスト）の設定を行うこと。
- (3) 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討した上で、対策を講じること。

10 公共施設における地上放送のデジタル化への対応

- (1) 地上デジタル放送への完全移行までに、地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を完了するため、関係省庁による財政措置を含めた支援を拡充すること。